平成２１年（フ）第７９号
石川県七尾市八幡町る部15番地９
債務者　中川　祥一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第８０号
石川県七尾市八幡町る部15番地９
債務者　中川千恵美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第８１号
石川県羽咋郡志賀町福浦港マの133番地
債務者　坂下ニットこと　坂下　保明
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午前10時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６８８号
愛知県安城市古井町一本木１番地12
債務者　富田　健二
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
静岡県牧之原市波津1169番地２、前住所静岡県牧之原市大江1328番地14
債務者　村松　洋始
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８５号
静岡市駿河区石田２丁目13番13号
債務者　伊藤　祐基
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３０２号
東京都八王子市大塚652番地３
債務者　伊藤ひろ子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３４１号
広島県福山市草戸町２丁目18番11号　第１みのり荘５号、旧住所広島県福山市草戸町１丁目25番11―204号　草戸セントラルハイツ新館
債務者　宮地　佳奈（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時40分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１２１８１号
神奈川県鎌倉市玉縄２丁目469―13　ボヌール玉縄Ⅲ203、開始決定時の住所神奈川県藤沢市宮前625
破産者　松尾　祥宝
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１８２号
神奈川県藤沢市宮前625
破産者　松尾　杏奈
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１８３号
神奈川県藤沢市宮前625
破産者　松尾　留菜
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２９７号
東京都足立区花畑１丁目23―17
破産者　高野　由香
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３９６号
千葉県館山市館山896―６
破産者　八木　瑞世
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４５０号
東京都西東京市東町３丁目１―１
破産者　石塚　秀一
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４９６号
東京都青梅市新町１丁目44―９―203
破産者　高橋かおる
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５２４号
東京都練馬区早宮１丁目50―７
破産者　石井　　實
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５２５号
東京都練馬区早宮１丁目50―７
破産者　石井　清美
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５２６号
東京都足立区入谷１―６―27―102、住民票上の住所東京都足立区入谷４丁目10―24　有限会社剣寿司
破産者　斎藤　和男
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部